

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

綾部市企業等支援・雇用創出計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

綾部市

3 地域再生計画の区域

綾部市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地域の現状

(1) 綾部市の位置及び地勢

綾部市は、東経 135 度 16 分、北緯 35 度 18 分に位置し、京都府のほぼ中央部にあたり、京都市から北西に 76km の地点にある。人口は 36,128 人（平成 22 年 4 月 1 日現在）、面積 347.11 km²で、市内には、市街地を貫通して日本海に注ぐ大河である清流由良川をはじめ、その支流である上林川・八田川・犀川や舞鶴市の市街地を通り、日本海に流れ込んでいる伊佐津川等多くの清流が流れる山紫水明の田園都市である。

(2) ものづくりのまち

- 古くは「蚕都（さんと）」と呼ばれ、繊維工業を中心に栄えた。明治時代、養蚕・製糸業の先駆的企業「グンゼ」の誕生は、「郡（ぐん）は是（ぜ）をもって成り立つ」という地域の強い志が込められ、この志は今も、多様な事業所や府・市工業団地への立地企業などの工業集積を支えている。
- 綾部市で創業した日東精工株式会社のほか、オムロン株式会社や京セラ S L C テクノロジー株式会社、また京都府綾部工業団地や綾部市工業団地には、精密機械、薬品、食品、運輸関係企業等が立地し、工業集積が進展している。高速道路は、舞鶴若狭自動車道と京都縦貫自動車道が交差する交通の要衝として優れた環境にあり、府北部の新たな産業拠点として期待されている。
- 京都府綾部工業団地では 19 社、綾部市工業団地では 9 社が立地し、地元雇用にも大きく貢献している。

- 平成 19 年度には、京都府北部の産業活性化拠点として「北部産業技術支援センター・綾部」を開設し、ものづくり企業の技術支援や研究開発支援等を実施している。
- 全国的にも稀有な民間工業教育機関として昭和 41 年に設立、運営されている一般社団法人綾部工業研修所では、地域企業の若年技術者の定着や中堅技術者養成のための工業基礎教育を実施し、これまで 44 期 1,400 人超の卒業生を送り出している。
- 長引く不況の中、市内既存中小企業の廃業や京都府綾部工業団地内企業 1 社の閉鎖など市内製造業にとって厳しい経済情勢が続いている。
- 平成 21 年度工業統計調査では、事業所数 117 (対前年△15)、従業者数 4,943 人 (同△647 人)、製造品出荷額等は約 864 億円 (同△約 313 億円) といずれも前年を下回った。

4-2 地域の課題

- 工業団地等への新規立地企業と既存企業との交流がまだ十分に果たせておらず、経済効果が既存企業へ反映されていない面もある。そのため、市内における経済交流を促進するとともに、経営基盤の強化支援や就業労働者の確保・育成などの支援策の強化が求められている。
- 舞鶴若狭自動車道と京都縦貫自動車道、J R 山陰本線と舞鶴線の結節点、また、環日本海時代における舞鶴港の後背地という恵まれた地域性を活かし、「ものづくり」の一翼を担う工業の振興はもとより、綾部市全体の活性化を図るため、京都府北部における一大工業生産拠点を形成していく必要がある。

4-3 地域再生計画の数値目標

平成 23 年度から平成 32 年度までに、地域再生支援利子補給金対象事業を 3 件、200 人の雇用創出を図る。

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

京阪神地域からのアクセスの良さを活かした企業誘致を京都府・関係団体と一体となって展開するとともに、工業団地立地企業と既存企業との交流による新製品やサービスの開発、事業の共同化など経営の多角化を支援し、地域経済の活性化と雇用の拡大を図る。

(1) 人材育成等の支援

- 若年技術者の定着と技術の継承を推進するため、一般社団法人綾部工業研修所と連携を図るとともに、ものづくりを支える高い技術力を持った技術者を育成するため、北部産業技術支援センター・綾部の利用促進に努める。

(2) 経営基盤の強化と地元雇用の促進

- 企業経営の安定化を図るため、綾部商工会議所等関係団体との連携を深め、企業や企業団体の活動を支援する。
- 企業間交流や経営の多角化への取組みを積極的に進め、経営基盤の強化を支援する。
- 中小企業の経営拡大、操業の高効率化を図るため、国・府の融資制度を積極的にあっせんするとともに、市独自の金融支援制度や工場設置奨励金により、経営基盤整備の支援を行う。
- ものづくりの伝統を継承していくために、企業、学校と連携し、若年労働者の地元企業への定着やU I ターン者の雇用促進に努める。
- 企業の労働力確保及び綾部市への定住促進に寄与するため、綾部商工会議所等関係団体と連携して就職フェアを開催し、綾部市における雇用に推進する。

(3) 戦略的企業誘致

- 綾部市工業団地情報提供報奨制度や綾部市工業団地企業立地促進対策補助金、立地における優遇制度をPRし、綾部の特色を活かした積極的な企業誘致を展開する。

(4) 企業間ネットワークの支援

- 社団法人綾部工業団地振興センターや綾部商工会議所などと連携し、既存企業と工業団地立地企業等の交流促進を図り、情報や技術、製品等の相互供給・補完を行うとともにネットワークを構築して新たな事業展開ができるよう支援する。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

地域再生支援利子補給金の活用

(1) 支援措置の番号と名称

①番号 A2004

②名称 地域再生支援利子補給金

(2) 当該支援措置を受けて実施する取組み

内閣総理大臣の指定を受けた金融機関が、本市における雇用機会の創出を伴う事業基盤の強化拡張や新分野進出・新規操業等の取組みに必要な資金を貸し付ける事業を行います。

(3) 合致する地域再生支援利子補助金交付要綱別表に定める事業

① 企業その他の事業者が独自に開発した技術又は蓄積した知見を活用した新商品の開発又は新役務の提供その他の新たな事業の分野への進出等を行う事業であって、地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に資する事業

② 企業その他の事業者が行う新技術の研究開発及びその成果の企業化等の事

業であって、地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に資する事業

- ③ 地域経済の振興を図るために行われる流通の基盤を総合的に整備する事業
- ④ 地球温暖化対策、リサイクルの推進その他地域における環境の保全（良好な環境の創出を含む。）に係る事業
- ⑤ 本地域再生計画の推進を効果的に補完する事業であって、内閣総理大臣が地域再生に資すると認める事業

(4) 利子補給金の受給を予定する金融機関

地域再生協議会「綾部市企業等支援・雇用創出推進協議会」の構成員である、

- ・株式会社京都銀行
- ・京都北都信用金庫
- ・株式会社日本政策投資銀行

の各金融機関

- (5) 利子補給を受けて実施する事業による経済的社会的効果と雇用機会創出効果
本事業は、企業誘致や設備投資等に伴う雇用機会の創出を図るものであり、200人の雇用創出を見込む。

5-3 その他の事業

5-3-1 基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 綾部市独自の取り組み

綾部市の支援事業

(1) 綾部市工場設置奨励金

企業誘致の促進と既存企業の振興育成を図り、市勢の伸展と市民の生活基盤の向上に資するため、本市内の工場適地等に新たに立地する企業及び市内の既存企業で生産設備を新設等した企業に対し、3年間で1年分の固定資産税相当の奨励金を交付する。

(2) 綾部市工場用水使用料支援補助金

工業用水が完備されていない市内工場用地への企業立地を促進するとともに、当該工業用地で操業する企業等の円滑な事業運営を支援するため、その工場で使用する上水道の使用料に対し、補助金を交付する。

(3) 綾部市工業団地企業立地促進対策補助金

綾部市工業団地への企業立地の促進を図るため、綾部市工業団地へ立地した企業に対し、補助金を交付する。

(4) 近畿圏都市開発区域等における綾部市市税条例の特例

固定資産税の不均一課税を行う。

(5) 綾部市中小企業振興条例

用地のあつせん、道路及び上水道の整備その他の便宜供与を行う。

(6) 綾部市中小企業振興利子補給制度

市内の中小企業者等が京都府の融資制度を利用し、事業資金の融資を受ける場合に、利子の一部を補給する。

6 計画期間

認定の日から平成 33 年 3 月末まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

各年度において、工業統計調査の数値を確認し、必要に応じて見直しを図るとともに、数値目標に照らした評価を行う。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし